

仕 様 書

1 件名

広島市障害支援区分判定等ソフト支援システムに係る機器等賃貸借

2 賃貸借機器及び数量の内訳

クライアント用パソコン	9式
プリンタ	9式
スキャナ	8式
OAタップ	9式
各種ソフトウェア	9式

3 品質、規格等

- (1) 別紙「機器仕様書」の条件を満たすこと。
- (2) リース期間中の修理部品の供給が可能であること。

4 納入（設置）場所

場 所	所 在 地
中区厚生部福祉課	広島市中区大手町四丁目1番1号
東区厚生部福祉課	広島市東区東蟹屋町9番34号
南区厚生部福祉課	広島市南区皆実町一丁目4番46号
西区厚生部福祉課	広島市西区福島町二丁目24番1号
安佐南区厚生部福祉課	広島市安佐南区中須一丁目38番13号
安佐北区厚生部福祉課	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
安芸区厚生部福祉課	広島市安芸区船越南三丁目2番16号
佐伯区厚生部福祉課	広島市佐伯区海老園一丁目4番5号
健康福祉局障害自立支援課	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

5 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

6 搬入据付・ソフトウェア環境整備

(1) 本市及び既設ハードウェア導入業者と日時及び方法等を十分に協議の上、本市の通常業務に支障がない様にして機器の搬入・据付を行うこと。機器の入替に際しては、本市の責任において既設ハードウェア導入業者を必ず立ち会わせるので、既設ハードウェア導入業者と協力して実施すること。

(2) 本市が別途調達する「広島市障害支援区分判定等ソフト支援システム移行業務」受託者（以下「移行業者」という。）の指示に従って、広島市障害支援区分判定等ソフト支援システム（以下「システム」という。）クライアント用パソコン・プリンタ・スキャナの各種オペレーティングシステム・ドライバ等を含む各種ソフトウェア（システムアプリケーションを除く）のインストール作業及び設定を行うこと。またインストールした各種ソフトウェアの調整、動作確認については、移行業者が滞り無く移行業務を行えるよう協力すること。

移行業者が必要とする場合は、各種ソフトウェアの再インストール、再設定を行うこと。

(3) 導入するスキャナが確実にシステムと連動できることを確認すること。

正常に動作しない場合やハードウェア及びスキャナのドライバに起因する帳票の読み込みの不具合が生じた場合は、正常に読み込めるように受託者の責任において移行業者へ調整を依頼すること。なお、これにかかる費用は受託者の負担とする。

(4) 導入するプリンタからシステム帳票が確実に出力できることを確認すること。

ハードウェア・ドライバ等に起因して印字ずれ等が発生した場合は受託者の責任により調整すること。

(5) システム機器等について保守の連絡先及び担当者名を明示した機器番号シールを作成し、各機器に貼付すること。

7 保守体制

(1) 定期点検を6か月に1回実施するとともに、システムの正常な稼動を維持管理するため必要な点検、調整及び部品交換を随時に行うこと。

(2) システム機器の保守のために必要な部品は、常に確保しておくこと。

(3) 保守業務を行うに当たっては、通常業務に支障のない方法で行うこと。

(4) 点検実施後には、速やかに点検実施報告書を提出すること。報告書の様式は特に定めない。

(5) システム障害が発生して連絡を受けた際は、障害原因の切り分け作業を行い、システムの運用・保守を行っている業者（以下「システム運用・保守業者」という。）と連携し、遅延なく必要な調整、修理を行い、正常に稼動させ、業務に支障をきたさないこと。この時、必要に応じて本業務でインストールする各種ソフトウェアの再インストールや再設定等の技術的なサポートも実施すること。

また、障害の原因がハードウェアにあった場合も、システム運用・保守業者へ発生した障害の対応内容を報告すること。

風水害、火災、地震その他の災害による破損、滅失の場合、その他本市が認めた場合、この限りではない。

(6) 前項の原因、作業内容及び修理対応結果について報告すること。

- (7) 納入したシステム機器の操作等についての照会に対して速やかに回答できる窓口を設置すること。
- (8) システム運用・保守業者と調整の上、必要に応じて、受託者責任において、本業務でインストールする各種ソフトウェアのセキュリティパッチを適用し、正常に動作することを確認すること。ただし、ウィルス対策ソフトのパターンファイルの適用は本市にて実施する。

8 リース満了後の機器の撤去・データ消去

リース満了後の機器は返還するものとし、受託者において撤去すること。また、保存されているデータが漏洩しないよう、受託者の責任において消去することとし、その処理方法を記載した証明書を提出すること。なお、これにかかる費用は受託者の負担とする。

9 検査受領

設置後、速やかに検査員に報告し、検査員立会いのうえ、試験を行い良好な状態で検査を受けること。なお、検査項目等について、事前に本市と協議を行うこと。

10 疑義の決定等

この仕様に関し疑義が生じた場合、又は特に定めがない事項は、本市担当者に連絡協議の上、決定する。

協議後においては、協議録を作成し提出すること。

機器仕様書

名 称		仕 様
業務端末	クライアント用パソコン	<p>機種名 M a t e M K T 4 6 / L - K (以下の仕様と同等以上の機種でも可)</p> <p>C P U インテル C o r e i 5 - 1 4 5 0 0 T プロセッサー (4. 8 0 G H z) 以上</p> <p>メモリ 1 6 G B 以上</p> <p>ディスク S S D 2 5 0 G B 以上</p> <p>D V D - R O M 8 倍速以上 (外付けでも良い)</p> <p>LAN 1 0 0 0 B A S E - T / 1 0 0 B A S E - T X / 1 0 B A S E - T 対応 × 1 以上、 R e m o t e P o w e r O n 機能対応</p> <p>ディスプレイ 2 1 . 5 型ワイド液晶</p> <p>O S Windows 11 Professional 6 4 ビット</p> <p>アプリケーションソフト Office Professional 2024</p> <p>U S B ポート U S B タイプ A × 6 ポート以上有すること</p> <p>その他 キーボード・マウス各 1 式</p> <p>指紋認証リーダー 1 式</p>
	プリンタ	<p>機種名 R I C H O P 6 5 0 0 (以下の仕様と同等以上の機種でも可)</p> <p>印字方法 LEDアレイ + 乾式一成分電子写真方式</p> <p>印字速度 3 5 頁 / 分以上 (A 4 横・片面)</p> <p>解像度 1 2 0 0 d p i × 1 2 0 0 d p i 以上</p> <p>用紙 A 3 ・ A 4 ・ A 5</p> <p>給紙ユニット 2 段 (合計 5 5 0 枚以上)</p> <p>メモリ 5 1 2 M B 以上</p> <p>LAN 1 0 0 0 B A S E - T / 1 0 0 B A S E - T X / 1 0 B A S E - T 対応</p> <p>両面印刷 両面印刷機能標準</p>
業務用スキャナ	スキャナ	<p>機種名 P F U 社製 f i - 8 1 7 0</p> <p>読み取方式 C I S (C o n t a c t I m a g e S e n s o r) 方式</p> <p>読み取速度 7 0 枚以上 / 分</p> <p>処理耐久性 1 0 , 0 0 0 枚 / 日 (※推奨最大処理数)</p> <p>両面読み取 両面読み取が出来る事</p> <p>保守対応 先出しセットバックの保守に対応すること</p> <p>光学解像度 6 0 0 d p i 以上</p> <p>出力解像度 6 0 0 d p i 以上</p> <p>出力ファイル方式 T I F F 、 J P E G 、 P D F 、 W o r d 、 E x c e l</p> <p>用紙サイズ 最大 : 長さ 2 5 5 m m × 幅 2 1 6 m m</p> <p>最小 : 長さ 4 8 m m × 幅 5 0 m m</p> <p>厚さ : 2 0 ~ 4 6 5 g / m ²</p> <p>フィーダ容量 最大 1 0 0 枚 (8 0 g / m ² の紙の場合)</p> <p>インターフェース U S B 3 . 2 G E N 1</p> <p>対応O S Windows 11 対応</p> <p>対応デバイスドライバ T W A I N 、 I S I S</p> <p>マルチフィード検知 超音波方式マルチフィードセンサー</p> <p>消費電力稼動時: 2 8 ワット以下、待機時: 2 ワット以下</p> <p>電圧 1 0 0 V</p>
	OAタップ	<p>プラグ仕様 2 ピン (アースコード付)</p> <p>口数 6 個口以上</p> <p>ケーブル長 5 m 以上</p> <p>定格容量 A C 1 2 5 V 、 1 5 A</p>
	ソフトウェア一式	O C R ソフトウェア DynaEye 11 Entry システムの運用に合わせて設定すること
		環境バックアップ/復元用ソフトウェア Symantec Ghost Solution Suite 5 年間の保守対応を含む
		ウイルス対策ソフト Endpoint Threat Protection 5 年間の保守対応を含む